

九州大学大学院農学研究院研究教育支援センター機器利用に関する要領

令和3年3月30日

農学研究院研究教育支援センター運営委員会承認

第1条 この要領は、九州大学大学院農学研究院研究教育支援センター（以下「センター」という）内規第13条の規定に基づき、センターの研究機器の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターの機器利用を希望する者は、年度毎に所定の申込書によりセンターに申請し、その許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、機器予約システムにおいて事前に利用日時を申請した上で、機器を利用することができる。

第3条 センターの機器による試料の分析等の依頼を希望する者は、依頼の都度、所定の申込書によりセンターに申請し、その許可を得なければならない。

2 依頼された分析等に用いた試料は原則として返還しない。分析後の残りの試料の返還が必要な場合の費用は、当該分析を依頼した者の負担とする。

第4条 利用登録者及び試料の分析等の依頼者（以下「利用者」という。）は、この要領の他、センター実験室利用に関する要領、及び、機器毎の利用ルールに従い、センター職員の指示の下、善良な管理者の注意をもって機器を利用しなければならない。

2 利用者が、臨時的にセンターのスペースへ物品を持ち込む必要がある場合は必ず事前に申し出るものとする。持ち込んだ物品を常設することは認めない。

3 利用者、またはその関係者が受ける損害のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、センターはその責を負わない。

(1) 火災、停電、盗難、その他事故や天変地異等のやむを得ない事由により、損害が生じたとき。

(2) 利用者自らが持ち込み、使用した試料等に損害が生じたとき。

(3) 利用者の責に帰すべき事由によって損害が生じたとき。

4 利用によって得られたデータファイル等のバックアップ作業は、利用者の責任においておこなうものとする。センターはこれらデータファイル等の破壊、消失、流出について一切の責任を負わない。

5 利用者は、センターの利用により得られた研究成果を学術誌等に投稿する際は、センターを利用した旨を謝辞や実験方法の項に明記するとともに、研究成果が公表された折には遅滞なくセンターに知らせることとする。論文等については所定の方法によりデータ

ファイルをセンターに提出する。

第5条 利用者は、機器の利用に要する利用料（技術補助料及び消耗品費用を含む）を納付するものとし、その額は別に定める。

2 利用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、センターが特に必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の利用料は、原則として返還しない。

第6条 機器の修理費用はセンターの運営経費をもって充てるが、修理する機器の利用料収入を超える修理費用となる場合、状況によって利用者と協議のうえ、費用の一部負担を利用者に求めることがある。

2 機器の修理をはじめとした運用に関わる費用に対して、利用料収入が大幅に上回る場合において、利用料負担の大きい利用者、センターが特に必要と認めるときは測定消耗品等の提供を行うことで負担を軽減することができる。

第7条 利用者のうち、自ら機器の運転、試料の調製等を行うことが困難なものについては、センターの職員が技術補助を行うものとする。技術補助料を徴収する内容については機器毎に定める。

第8条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、施設の設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第9条 この要領に定めるもののほか、機器利用全般に関し必要な事項は、センター運営委員会が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。